

倉吉異業種交流プラザ
新商品・新技術の開発に係る補助要領

(目的)

第1条 この要領は、本プラザ会則第5条に定める事業(1)に記載の「新製品、新技術の開発」に係る補助手続きを定めたものである。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象事業は、本プラザが行うすべての新製品、新技術の開発に関する活動を対象とする。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、本プラザの会員とする。

2. 但し、本プラザの複数の会員が共同で新製品、新技術の開発を行う場合は、主となって行う会員1名に対して補助を行う。

(補助金の申請、審査、報告)

第4条 補助を希望する会員は、補助対象事業に係る事業計画書を添えて本プラザ事務局に申請する。

2. 補助の可否は役員会の協議を経て決定する。
3. 補助を実施した場合は、その旨を総会で報告する。

(補助上限、補助対象経費)

第5条 補助の上限は、補助対象事業毎に10万円とする。

2. 補助対象経費は、新製品、新技術の開発に関する専門家経費・試験研究費・外注費・材料代等とし、会員及び会員企業自らの人件費・販売管理費を除くものとする。

(補助事業者の義務)

第6条 補助事業者は、本プラザの活動として新製品、新技術の開発を行ったことを証する為、完成した新製品、新技術に本プラザのロゴを使用しなければならない。

2. 補助事業者は、ロゴ使用料として、新製品及び、新技術に基づいて販売する製品の売上高(税別)の3%を本プラザに納付しなければならない。
3. 補助事業者は、本プラザの会計年度末までに、1年間の売上実績表を付して事務局に対して納付すること。

(附則)

本要領は令和6年4月25日から実施する。